

地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律。

## 地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**。原則として、**全ての地方公共団体において作成が必要**。
- ・自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

## 地域公共交通特定事業

- ・地域旅客運送サービス継続事業や、地域公共交通利便増進事業等、地域の実情に応じた様々な取組の実施を円滑化するための事業。
- ・地域公共交通計画に事業の実施を記載し、事業を実施するための計画を作成。国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

### 地域公共交通特定事業

- **地域旅客運送サービス継続事業**  
：公募を通じて廃止予定路線の交通を維持。
- **地域公共交通利便増進事業**  
：ダイヤ、運賃等のサービス改善により交通の利便性を向上。
- その他LRTの整備、鉄道の上り下り分離、貨客混載等の取組の実施を円滑化するための各種事業。

地方公共団体  
又は事業者が、  
事業ごとに実施  
計画を作成

国土交通大臣  
が認定、事業  
許可のみなし  
特例等の特例  
措置

## その他の事業

- **新地域旅客運送事業**  
：DMV等の複数の交通モードにまたがる輸送サービスの実施を円滑化。
- **新モビリティサービス事業**  
：MaaS等の新たなモビリティサービスの実施を円滑化。  
新モビリティサービス協議会における議論が可能。

### <事業スキーム>

- ・事業者が単独で又は共同して、事業についての計画を作成。**(地域公共交通計画への記載は不要。)**
- ・国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「**地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿**」を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

## 計画のポイント

- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
  - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
  - ・観光客の移動手段の確保等、**観光振興施策との連携**
- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
  - ・公共交通をネットワークとして捉え、**幹線・支線の役割分担の明確化**
  - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による**利用者の利便性向上**
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
  - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源**（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を**最大限活用**
  - ・**MaaSの導入等、新たな技術を活用**した利用者の利便性向上
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
  - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
  - ⇒**地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ**



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの**定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化** ⇒ データに基づくPDCAを強化

## 地域旅客運送サービス

### 公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

# 地域公共交通計画の記載事項

- 「地方公共団体は、基本方針に基づき、・・・地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない」（法第5条第1項）
- 地域公共交通計画の作成には、**基本方針の記載にも十分に留意**することが必要

## 記載する事項（法§5②）

地域が目指すべき将来像とともに、  
 その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、  
 公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を定める。

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する  
 地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する**基本的な方針**
- ② 計画の**区域**
- ③ 計画の**目標**  
 ※本事項において、**定量的な目標**を定めるよう努める（法§5④）
- ④ ③の目標を達成するために行う**事業・実施主体**  
 ※本事項において、**地域公共交通特定事業**に関する事項も記載可能（法§5⑤）
- ⑤ 計画の**達成状況の評価**に関する事項
- ⑥ 計画**期間**
- ⑦ **その他**計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

## 記載に努める事項（法§5③）

- 事業の推進を図るために必要な資金の確保に関する事項
- 立地適正化・観光振興に関する施策との連携に関する事項
- 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

**基本方針に基づき作成することが必要**

地域公共交通計画の作成に当たっては、「定量的な目標設定」（法第5条第4項）と「毎年度の調査、分析及び評価の実施」（法第7条の2第1項）に努めること。

## 【定量的な目標の設定に当たって】

- ◆ 具体的には、「利用者数、収支、公的負担額（サービス費用に係る国又は地方公共団体の支出の額）」等の指標を定めること（施行規則第10条の2）



## 【評価の実施に当たって】

- ◆ 施策の実施状況について、関係者で議論の上、毎年度調査、分析及び評価を行うこと
- ◆ 必要に応じて地域公共交通計画の見直しを行うこと
- ◆ 調査、分析及び評価を行ったときは、その結果を国へ送付すること

## 目標設定・評価の例

### 地域公共交通計画の目標

1. 公共交通の利便性を向上させ、利用者を増加させる。

指標1  
公共交通利用者数  
○人（××年）⇒○人（△△年）

2. 持続可能な移動手段を確保するため、収支率の改善を図る。

指標2  
◆◆線の収支率  
○%（××年）⇒○%（△△年）

⋮

### 評価に関する事項

基本的な方針で定めた事業内容については、以下のスケジュールで評価

指標1  
6ヶ月ごと協議会に、■■社、▲▲社が、自社のデータを基に報告

指標2  
1年ごと開催する協議会に、▼▼市において、「□□統計調査」に基づき報告

⋮

## 望ましくない目標設定・評価の例

### 地域公共交通計画の目標

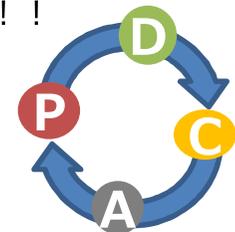
公共交通の利便性を向上させ、利用者を増加させる。



⋮

### 評価に関する事項

P D C A サイクルを回します！！



いつ、何を、誰が、どのように、やるかが具体的に書かれていない  
⇒取組が形骸化するおそれ

# 地域公共交通利便増進事業とは

**背景** 運転者不足の深刻化等を踏まえ、地方都市のバス路線等で、単純な路線再編だけでなく、運賃・ダイヤ等のサービス内容の見直しにより利便性を向上させる取組へのニーズが増加。

**概要** 路線ネットワークの構築や、定額制乗り放題運賃や等間隔運行等の運賃・ダイヤの改善の取組等を通じて、地域公共交通の利用者の利便の増進を図る事業。

## 事業スキーム

地方公共団体が、関係者と協議し、  
地域公共交通計画へ  
**地域公共交通利便増進事業**を位置付け



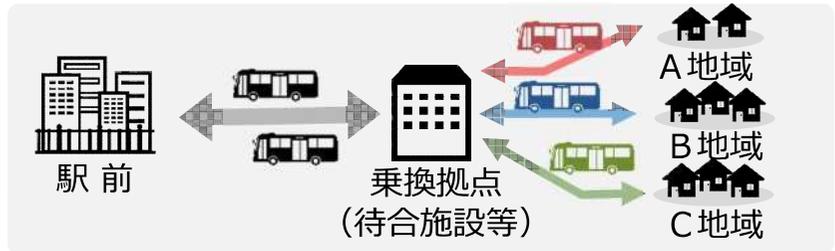
地方公共団体が、必要な関係者の同意  
を得た上で、**地域公共交通利便  
増進実施計画**を作成



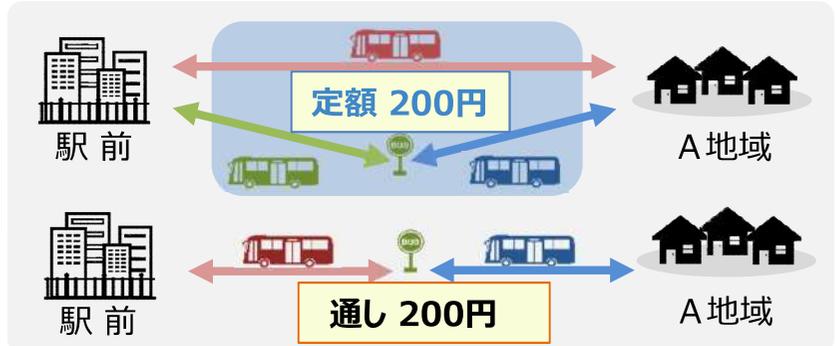
国土交通大臣の認定を受けた場合、  
**法律上の特例措置**  
(事業許可等のみなし特例等)

## 事業の実施イメージ（一例）

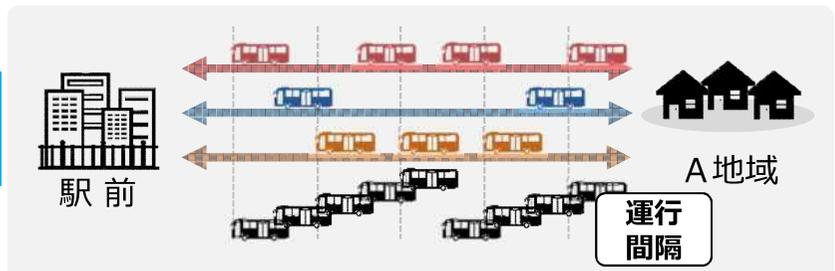
ハブ＆スポーク型の  
路線再編



定額制乗り放題  
運賃、通し運賃



パターンダイヤ、  
等間隔運行



- 乗合バス等への補助を地域公共交通計画と連動化することで、**公的負担による確保維持が真に必要な路線等に対し、効果的・効率的な補助**を実施。
- 幹線補助**は、幹線沿線の市町村（単独・複数）が作成する地域公共交通計画又は、都道府県が作成する**広域的な地域公共交通計画**に位置付けることを想定。**フィーダー補助**は、主に**市町村単位で作成される地域公共交通計画**に位置付けることを想定。また、これらの計画を作成する際には、**都道府県・市町村のいずれも参加している法定協議会において協議がなされることが必要**。

## 幹線

作成主体：都道府県又は市町村

- 幹線を位置付ける場合、計画の作成主体は以下の3パターンを想定。
  - 幹線沿線の**単独市町村**が個々に計画作成  
(※当該幹線沿線の全ての市町村で計画を作成する必要あり)
  - 幹線沿線の**複数市町村**が共同して計画作成
  - **都道府県による広域**（都道府県全域又はブロックごと）での計画作成
- 地域の公共交通における幹線の位置づけ等を地域公共交通計画に記載。  
(下記例のように、補助系統毎ではなく概ねの位置づけが示されていればよい。)

### <例：鳥取県西部地域>

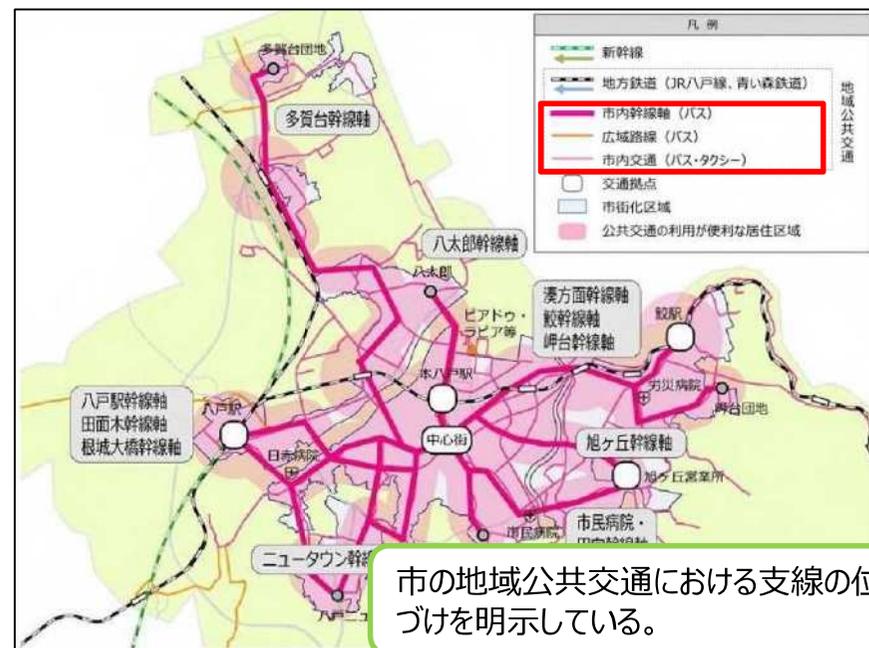


## 支線

作成主体：市町村

- フィーダーを位置づける場合、**市町村**が計画作成することを想定。
- 地域の公共交通におけるフィーダーの位置づけ等を地域公共交通計画に記載。  
(フィーダーの位置づけについては、下記の例のように、少なくとも路線単位で位置関係がわかるように明示すること。)

### <例：八戸市>



市の地域公共交通における支線の位置づけを明示している。